

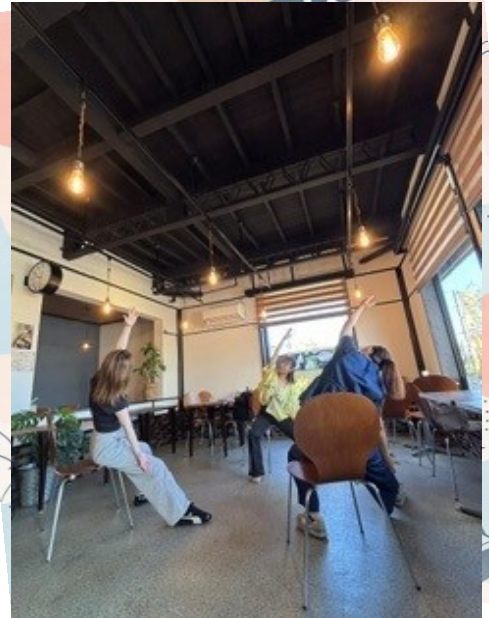
Oct.

商工会だより

揖保郡太子町東南51-1
TEL 079-277-2566
FAX 079-277-0068
<https://taishi.or.jp>

会員事業所紹介

J 3 c a f e



「こんなカフェがあったらいいな」をカタチにしたくて始めたJ3 cafe。
調理パン食べ放題をはじめ、季節のフルーツを使ったワッフルやパフェ、オードブルやお弁当など、さまざまなご要望にお応えしています。
少人数での集まりやイベントなど、要望に合わせた貸切もお気軽にご相談ください。
また、店内ではチェアヨガや整体など、「ちょこっとやってみたい!」をカタチにした活動も開催。8月には初めてマルシェを開催し、11月にも開催を予定しています。
これからもJ3 cafeで、「ちょこっとできること」を少しずつ増やし、人と人がつながる場所を作っていきたいと思っています。



住 所 : 揖保郡太子町塚森156-1
T E L : 079-255-7934

モーニング 9:00~11:00 / ランチ・調理パン食べ放題 11:00~14:00 / カフェ 9:00~16:00 (L.O.15:30)

令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！

2026年（令和8年）10月1日から、改正労働施策総合推進法により、事業主に対してカスタマーハラスメント対策が義務付けられます。

この義務は、大企業だけでなく、中小企業を含むすべての事業主が対象です。

会社は、カスタマーハラスメントに対する方針の明確化、相談窓口の整備、発生時の事実確認、被害を受けた従業員への配慮、再発防止、特に悪質な事案への対応体制などを整えておく必要があります。

ただし、顧客からの苦情や要望が、すべてカスタマーハラスメントになるわけではありません。正当な苦情や改善要求には誠実に対応しながら、社会通念上許容される範囲を超えた言動から従業員を守るための判断基準と対応手順を定めることが重要です。

なお、2026年10月1日には、カスタマーハラスメント対策のほか、採用活動における就活セクハラ対策の改正も施行されます。

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

【カスタハラ防止のために講ずべき措置】

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタハラには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
 - ②カスタハラの内容及びあらかじめ定めたい対応の内容（※）を、労働者に周知する
- （※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要なカスタハラへの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタハラへの対応の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対応を行うことができる体制を整備する

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱をされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタハラを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

【求職者等セクハラ防止のために講ずべき措置】

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等セクハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等セクハラを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対応の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、求職者に周知する
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

※例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類指定等、面談等を行う際の規則など

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

☆太子町商工会では、カスタマーハラスメント防止啓発ポスターを無料配布しております（B2サイズ）

兵庫県最低賃金のお知らせ

兵庫県最低賃金

令和8年10月1日から【時間額】 **1,172円**

56円UP

兵庫県内の事業場で働くすべての労働者について、この兵庫県最低賃金が適用されます。